

令和元年度 福岡市こども・子育て審議会  
目標2「子ども・若者の自立と社会参加」  
専門委員会（第1回）

会 議 録

日 時 令和元年7月26日（金）10時00分

場 所 エルガーラホール7階 多目的ホール

令和元年度 福岡市こども・子育て審議会  
目標2「子ども・若者の自立と社会参加」専門委員会（第1回）  
〔令和元年7月26日（金）〕

開会

○事務局 皆様、おはようございます。定刻となりましたので始めさせていただきたいと思えます。

本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、福岡市こども・子育て審議会、目標2「子ども・若者の自立と社会参加」専門委員会を開会いたします。

私は、こども未来局総務企画課長です。どうぞよろしく願いいたします。

第5次子ども総合計画につきましては、去る2月に、策定についての諮問を審議会にさせていただいたところございまして、三つの目標ごとに専門委員会を設置し、計画の内容についてご協議をさせていただくこととしております。

本日は、目標2「子ども・若者の自立と社会参加」専門委員会の第1回目でございます。目標2の内容につきまして、ご協議をいただきたいと考えております。

ご説明いたします協議資料につきましては、本市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状や課題を踏まえまして、事務局で作成したものでございますが、委員の皆様の忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、着座で進めさせていただきます。失礼いたします。

まず、会議資料の確認をさせていただきます。1枚目にA4判の会議次第、それから委員名簿、席図がございます。また、議題に関する資料といたしまして、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」というA4の1枚物がございます。それから、資料2「第5次福岡市子ども総合計画 目標2（協議資料）」と書いた資料がございます。また、参考資料といたしまして、「第4次福岡市子ども総合計画の取り組みについて」というA3判の資料、「子ども・若者を取り巻く状況について」というA3判の資料がございます。本日は皆様の机上に「第4次福岡市子ども総合計画」の冊子をご参考までにお配りしております。

以上、資料が多く恐縮でございますが、不足等がございましたら事務局までお知らせください。

議題

(1) 目標2専門委員会 会長・副会長の選出について

○事務局 それでは、議題1の「目標2専門委員会 会長・副会長の選出について」に移

ります。

専門委員会の会長・副会長につきましては、こども・子育て審議会条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、委員の互選によることとなっております。

どなたかご推薦はございませんでしょうか。

〔「事務局一任」の声あり〕

○事務局 それでは、事務局からご提案をさせていただきたいと思えます。

会長は松浦委員、そして副会長は増田委員をお願いしてはいかがかと思えますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 松浦委員、増田委員、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、会長は松浦委員、副会長は増田委員をお願いいたします。

会長席、副会長席にご移動をお願いいたします。

(松浦委員、増田委員 会長・副会長席へ移動)

○事務局 それでは、松浦会長、会議の進行につきまして、よろしくをお願いいたします。

○会長 今、拝命しました松浦賢長と申します。増田先生ともども円滑な会議運営に努力していきます。よろしく申し上げます。

福岡市は、政令市の中でも若者が多く、あるいは若者を吸引するまちとしても全国で有名です。その観点からも、非常にこの目標2は重要だと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(2) 第5次福岡市子ども総合計画 目標2について

○会長 それでは議題2「第5次福岡市子ども総合計画 目標2について」に入らせていただきます。

2月に開催しました昨年度の第2回審議会で、第5次福岡市子ども総合計画の策定の方角性や審議の進め方などについて、委員の皆様のご了解を得たところでございます。

今日は、目標2「子ども・若者の自立と社会参加」の第1回目の専門委員会ということになります。本委員会が所管します目標2の計画につきまして事務局よりご説明いただき、その後、皆様にご協議をいただきたいと考えております。

では、事務局のほうから、資料に沿って説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

こども未来局総務企画課です。よろしくお願いいたします。

議題2「第5次福岡市子ども総合計画 目標2」につきまして、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」、資料2「第5次福岡市子ども総合計画 目標2（協議資料）」について、一括して説明をいたします。

着座にて失礼いたします。

また、先ほどもご案内いたしました、参考資料といたしまして、A3横の「第4次福岡市子ども総合計画の取り組みについて」及び、同じくA3横の「子ども・若者を取り巻く状況について」について机上に配付しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

なお、本日お示ししております協議資料のうち、事業目標につきましては現在調整を行っておりますので、整い次第ご提示させていただきたいと考えております。

それでは、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」ご説明いたします。A4縦、1枚物の資料でございます。

まず、「Ⅰ 計画の概要」でございます。

「1 策定趣旨」といたしまして、子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を踏まえ、市民ニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するため、策定することといたしております。

「2 計画の位置づけ」といたしましては、「福岡市総合計画」を上位計画とし、子どもに関する分野の基本的な計画として策定しますとともに、前計画と同様、子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」として位置づけるものでございます。

「3 計画対象」としましては、すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人、団体といたしております。

「4 計画期間」につきましては、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間といたしております。

次に、「Ⅱ 計画の全体像」でございますが、2月の審議会でお示しさせていただきましたとおり、新たな計画につきましては、本市の子ども・子育て施策についてライフステージごとに記載し、妊娠期・乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援施策を明示することにより、市民にとってわかりやすい計画とすることについて、ご了解をいただいているところでございます。

したがいまして、第5次計画につきましては、目標1として「安心して生み育てられる環境づくり」、目標2として「子ども・若者の自立と社会参加」を掲げますとともに、特に支援を必要とする子どもに対する取り組みにつきましては、「目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」を掲げております。

目標ごとの施策につきましては、ご覧のとおりでございます。

以上で、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」の説明を終わります。

よろしければ、引き続き、資料2「第5次福岡市子ども総合計画 目標2（協議資料）」について説明をいたします。

恐れ入ります、22ページをお開き願います。

ここからは、目標2の各施策についてご説明申し上げます。

まず、「施策6 子どもの居場所や体験機会の充実」について説明いたします。

「これまでの取組と成果」といたしましては、留守家庭子ども会について、対象学年を段階的に拡大して、平成27年度より小学生の全学年の受け入れを実施し、利用者数の増加に対応した施設の増改築やスタッフ研修の充実を行うなど、放課後等における児童の健全育成に取り組みました。

また、放課後等デイサービスの充実や、いわゆる子ども食堂を運営する団体に対する助成・支援に取り組むなど、放課後等における子どもの居場所づくりに取り組みました。

わいわい広場の設置校の拡大、福岡市科学館の開館、中央児童会館あいくるのリニューアルオープンなど、子どもの遊びや体験機会の充実に取り組みました。

公園の整備に当たって開催したワークショップのうち約7割に子どもが参加したほか、ミニふくおかについて、小・中学生に加えて高校生も企画・運営に参加するなど、子どもが社会参加する機会の充実に取り組みました。

「現状と課題」といたしましては、女性就業率の上昇に伴い、留守家庭子ども会の需要が高まっていること、緊急時や用事の際に子どもを預けられる親族等がいない家庭のため、休日夜間や急用時に保護者が監護できない小学生の居場所の充実が課題となっていること、また、子どもどうしでの遊びやスポーツなどの活動が不足しているという意見が多く見られ、放課後等の遊び場が引き続き求められていること、子ども向け事業や子どもの居場所活動の利用ニーズが高く、引き続き、子どもの体験機会を充実させるための事業や居場所活動の支援が求められていることを掲げております。

「取組の方向性」でございますが、放課後や長期休暇などに子どもたちが安全に過ごし、かつ主体的に活動できる場を充実させるとともに、地域における居場所づくりや支え合いの活動を支援すること、地域等との協力や公園の整備など、子どもたちの放課後等の遊び場の充実を図ること、関係部局や地域団体などが連携し、子どもの自主性・人間性等を育む多様な体験・交流の機会の充実を図るとともに、それらに関わる担い手の

育成に取り組むことを掲げており、（１）放課後等における居場所の充実、（２）遊び・活動の場づくり、（３）さまざまな体験機会の充実、（４）遊び・活動・体験を支える地域活動の支援に取り組んでいくこととし、24ページに主な事業を掲載いたしております。

恐れ入ります、26ページをお願いいたします。

次に「施策7 青少年の健全育成と自己形成支援」について説明いたします。

「これまでの取組と成果」といたしましては、子どもの基本的な生活習慣の定着や規範意識の醸成を図る家庭教育についての講習会等を開催するとともに、小・中学生の職場見学・体験、キャリア形成への意識を高める中学生向けのセミナーを実施するなど、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取り組みを推進しました。

また、地域、学校等の関係機関と連携し、非行防止のための見回りや啓発活動に取り組むとともに、児童生徒を対象に、インターネットや携帯電話の正しい利用や危険性の指導・啓発を行い、また、「青少年を見守る店」の数を増やすなど、青少年の健全育成や非行防止、被害の防止に取り組みました。

「現状と課題」といたしましては、将来の目標をまだ描いていない中高生年代を中心とした子どもたちのため、自己形成の支援や職業観を育む機会の充実が求められていること、非行相談件数は減少傾向にありますが、性的非行に関する相談割合が増加するなど、スマートフォンやSNSの普及などを背景に、個々の相談の深刻化が見られ、非行防止の取り組みと合わせて、正しい性知識などの保健・健康教育も必要とされていることを掲げております。

「取組の方向性」といたしましては、子ども・若者が、多様な経験を通して豊かな人間性を育み、自立した大人へと成長していけるよう、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取り組みを推進すること、非行や被害を防止し、青少年が深刻な状況に陥ることがないように、インターネットやSNS等の適切な使用に関する啓発を行うとともに、家庭や学校、地域と連携し、非行防止活動や有害環境への対応、思春期の保健・健康教育などに取り組むことを掲げ、（１）子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組み、（２）非行防止と有害環境への対応、（３）子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育に取り組んでいくこととし、27ページに主な事業を掲載しております。

よろしければ、28ページをお開き願います。

「施策8 若者等の相談支援と居場所の充実」について説明いたします。

「これまでの取組と成果」といたしましては、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に、また、登校支援が必要な児童・生徒に対応する教員を小呂、玄界中を除く全中学校に配置するとともに、教育相談の増加や地域における思春期相談の増加に対応した電話・面接相談、訪問相談等を実施するなど、登校支援が必要な状況やひきこもりの状

態にある子どもへの支援の充実に取り組みました。

また、中高生を中心とした若者が自由に過ごすことができる居場所を運営する団体への支援によって、居場所を拡充するとともに、ひきこもりや非行等の状態にある若者の農業体験等の社会参加の機会を提供し、参加した若者の生活習慣や対人関係に改善が見られました。

「現状と課題」といたしましては、学校復帰率は向上しておりますが、依然として多くの児童・生徒が登校支援が必要な状態にあるため、生徒や保護者の状況に応じた相談・支援を行う必要があること、福岡市青少年の意識と行動調査によると、18歳から39歳の若者のうち0.74%がひきこもりの状態、4.61%が無業の状態にあると推計され、そのうち七、八割に職歴があり、就職を希望していること、同調査によると、ひきこもりや無業の状態にある若者は悩みや心配事を誰にも相談しない傾向があるため、困難を有する若者や家族を的確に把握し、ニーズに応じた適切な支援につなぐ機能が求められていること、登校支援が必要な状態やひきこもりの状態にある中高生や青年などの若者が安心して過ごし、社会的なつながりを感じられる多様な居場所や活動の充実が課題となっていることを掲げております。

「取組の方向性」といたしましては、登校支援が必要な児童・生徒に関しては、学校内での連携を図って、教育・心理・福祉の面から子どもと家庭を支援するとともに、適応指導教室、NPOなどとの連携を通して、安心して学校へ復帰することや社会的な自立を支援すること、ひきこもりや無業の状態にあるなど社会生活を営む上で困難を有する若者や家族につきまして、学校等の関係機関と連携して的確に把握し、ニーズに応じた適切な支援機関や団体に早期につなぐ機能の充実に取り組むとともに、年齢階層で途切れることなく、複合的な困難にも対応するため、縦と横のネットワークによる連携体制を強化すること、これらの機能や連携体制のもと、不登校などの経験やいじめの被害体験、家庭内での暴力・虐待等の逆境体験、発達障がいなどを有する中高生や若者に対し、中学卒業や高校中退・卒業後も、切れ目なく社会参加や自立の支援に取り組むこと、登校支援が必要な状況にある中高生、ひきこもりや無業の状態にある若者などの多様なニーズに合った居場所や活動の場の提供、それらを行う民間活動への助言や支援を行うことを掲げ、（１）若者に関する総合的な支援・連携体制の整備、（２）不登校・ひきこもり・無業の状態にある若者等の支援、（３）中高生や若者に寄り添う居場所の充実、（４）中学校卒業後や高等学校等中退・卒業後の切れ目のない支援、（５）発達障がい等を抱える若者の支援、（６）自立・就労の支援に取り組んでいくこととし、30ページに主な事業を整理いたしております。

恐れ入ります、32ページをお開き願います。

最後に、「施策9 障がい児の支援（学童期以降）」について説明いたします。

「これまでの取組と成果」といたしましては、発達障がいと診断を受ける児童の増加などに伴う放課後等デイサービス等の利用者数の急激な増加に対応するとともに、サービスの質の向上に向けた研修の充実や指導の強化に取り組みました。

また、関係団体・機関などとの連携により、特別支援学校卒業生の就労促進に取り組んだ結果、就労率が上昇しました。

「現状と課題」といたしまして、障がいのある児童生徒数の増加や放課後等デイサービス利用者数の大幅な増加が見られ、障がいのある子どもの学校における支援や、放課後や休日の支援ニーズに対する施策の充実、支援の質の向上などが求められていること、特別支援教育を要する児童・生徒数の増加やニーズの多様化を踏まえ、個に応じた連続性のある支援、就労など、自らの可能性を追求できる環境の整備などが求められていることを掲げております。

「取組の方向性」としましては、学校において合理的配慮の提供に努めるとともに、保護者と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を展開すること、関係部局や障がい福祉サービス事業所等が連携し、障がいのある子どもの福祉の向上や自立に向けた訓練等に関する相談や利用支援を行うとともに、放課後や休日の支援ニーズに対応し、放課後等における支援の充実や質の向上を図ること、障がいのある子どもの社会的自立や就労に向けた相談や支援を行うとともに、地域交流の支援、理解の促進などに取り組み、共生社会の実現に努めることを掲げ、（１）特別支援教育の推進、（２）発達障がい児の支援や放課後等における支援の充実、（３）自立や社会参加に向けた相談・支援に取り組んでいくこととし、33ページに主な事業を掲載いたしております。

なお、34ページ以降につきましては、目標に関する事業目標や成果指標、そして関連データにつきましてまとめてございますので、適宜ご確認いただければと思います。

議題2「第5次福岡市子ども総合計画 目標2について」に関する説明は以上でございます。ご協議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。

資料1、資料2を用いて、目標2のところを説明いただきました。皆様、今、目を通していただいた内容について、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。どんなことでも構いません。資料を参照してご質問、ご意見いただく場合は、ページ数をいただければと思います。いかがでしょうか。

○委員 ちょっとお伺いしたいんですが、ひきこもりとありますよね。ひきこもり、ひきこもりと言われるんですが、なぜひきこもるのかなという疑問が一つあります。

いろんなひきこもりがあると思うんです。普通に育てているつもりなんだけどという



のが結構多いと思うんです。

わかる範囲で構いませんので、どういうひきこもり、何でひきこもりになったのかなというのが具体的にわかる例があれば教えてほしいなと思います。

○会長 ありがとうございます。答え方は2通りあると思います。

一つは、ひきこもりの背景や因子、あるいはきっかけ等のいわゆるデータ、統計、調査等がある場合は、それが今のお答えの一つになるかと思います。あとは現場レベルで、特に最近顕著になってきた、ひきこもりの背景というのはこういうものではないかというご示唆ということになると思います。

まず、統計というのは、国でもひきこもりは推計何十万人とか出ていますけど、背景要因とかは出ていましたかね。福岡市でそういう調査はありますか。あるいは全国の統計データにそういうデータがあるかどうかというのを、ご担当の部局の方、端的にお答えいただければと思いますが、どちらですか。ご担当の部局ではなくても構いませんけど、そういうのをちょっと見たことがあるとか知っているとか。他の都道府県のもので結構ですけど。

○事務局 18歳から39歳までの青年等に対する意識調査を今年1月に行いました。その中で、外出を普段しなくなったきっかけの問いに対し、「職場になじめなかった」が18%、「病気」が18%、「妊娠した」が16.4%、「人間関係がうまくいかなかった（友人、家族など）」が11.5%というのが、主なデータとしてはございます。

○会長 それは福岡市のデータですね。

○事務局 福岡市でございます。

○会長 リアルな調査データです。職場になじめなかったというのも、大半は、もしかすると人間関係的なところがあるかもしれませんので、そう考えると、11%の人間関係とあわせて3割ぐらいになるではないかと思います。

では、何か現場で対応されている方なり所管されているところで、特に近年こういう背景が顕著だということがある方は。保健福祉部門でも教育でもいいので、お答えいただければと思いますが、どうぞ。

○事務局 文科省調査では、不登校というくくりでも調査が行われています。

不登校の要因は、いじめ以外での友人関係、学業不振、家庭の問題などがあり、その

割合が全国と同様に福岡市は高い傾向にあります。

学校では、登校できていない子どもの理由はどうであれ、登校できていない子どもたちに先生たちは関わっており、子ども一人ひとりの状況に応じながら対応しています。

不登校の要因が難しくよくわからないと先生方も悩んでいます。要因が複雑に絡み合っているものですから、教育の専門家である教員の対応でも難しいところがございます。そのため、心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーと連携しながら、複雑に絡み合っている要因に対して手を加えていこうとしております。

○会長 ありがとうございます。不登校とひきこもりの関係というのはあまりよくわかっていないんですけど、社会的ひきこもりという言葉をつくった筑波大の斎藤環という教授がいて、彼に言わせると、不登校の6割ぐらいが社会的ひきこもりに行くのではないかということなので、今のお答えも委員のご質問の答えになるかと思います。よろしいでしょうか。

○副会長 不登校の数は年々増えておりまして、昨年度は14万人だったと思います。不登校の要因は、事務局からお話があったとおり、家庭的な背景だったり、学力不振だったりということなんです。

もう一方で、教育機会確保法ができて、ここにもありましたように、学校に行かなくても、とにかくその子の社会的自立を支援していきましょう、多様な学習機会を準備しましょうということが法的にも整備されました。

不登校からひきこもりに移行する例もありますし、今までは何もなかったけれども、会社に入ってうまくいかなかったという例も最近たくさん出てきています。ひきこもりに関して言えば、文科省ももちろん調べていますけれども、内閣府が調査をしています。正確な数字は失念しましたがけれども、40歳以上も含めて、かなりの数があると。100万人だったと思います。そのぐらいいるのではないかとされています。

今回の計画のことを考えますと、先ほどデータがありましたように、ひきこもっても就職したい若者もいますので、失敗しても再度チャレンジできるような施策が必要だろうと思います。そのときに、誰にも相談できないという数字が結構多くありましたけれども、気軽に相談できる体制をどうつくっていくのかということだと思います。

私は臨床心理でスクールカウンセラー等々を養成するところにいますが、専門家に相談するというのは非常にハードルが高い。ですので、その前にアウトリーチをしていく。不登校だったり無職でひきこもっている人たちにどうアプローチしていくかということ、地域でどの人がひきこもりでいるのかということをしかりとリサーチして、アプ

ローチしていく方法をつくっていくことが必要なのではないかなと思っています。

若者サポートステーションなどに来る人は、ある意味では健康度が高い。一番の課題は、ずっとひきこもって家から一步も出ない場合で、家族が一番悩んでおられます。そういう方たちにどうアプローチするかというのが、ここでの課題になるのではないかと思います。

それで、大学までうまくいっていたけれども、職場に入ってもうまくいかずにひきこもるという人もかなりの割合にいるというデータも出ています。そのベースにあるのは、個人的な見解ですけども、日本の若者の自尊感情が低いというデータが出ています。自分は自分でいい、自己肯定感とか自尊感情と言いますが、非常に低い。OECDの諸国に比べても、中国・韓国に比べても非常に低いということはわかっています。

これは家庭教育、それから学校教育でもそうですけど、日本って叱る文化なんですよ、実は。叱ることによって「何々せねばならぬ」というところがあって、欧米諸国を見ますと、褒める文化がベースになっている。そういう基本となる価値観みたいなところまで入れていく必要があるのではないかなと思います。

学校教育では、自尊感情を大切にしましょうというのは30年前からずっと言われてきて、実践もされていますので、そういう基盤になるところも含めて議論できたらいいかなと思っています。以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、そのほかにご質問やご意見。どうぞ。

○委員 よろしくお願ひします。

昨日の市政だよりに掲載していた内容で、ぱらぱらっとしか見ていなくて、もっとよく見てくればよかったと後悔しているんですけども、青少年と呼ばれる年齢の方たちに限定した就労支援の会が今度開かれるということで載っていたと思うんですが、実際、あれは何回目くらいになるのかなと思って。就労支援を応援します、相談の場所ができていると。

○会長 わかりました。市政だよりでその事実確認できる部署はありますか。

お持ちではないですね。

○委員 子どもたちも、目標というのがなかなか見出せてないと思うんですね。自分は何になりたい、どうしたいんだ、それがなかなかわからない。じゃあ、普通高校に行こう、大学も行っておけば何とかなるさ。でも、大学を出てみたら、結局、就職で続かなかっ

たり、ひきこもりになってしまう例があります。地域からの支援とか、そういったもので助かっている人もいます。

ひきこもりをしている人になかなか地域の方がアプローチをするのは難しいかもしれないですけど、「あそこのお子さん、このごろ何しよんしゃあとかいな」とか、「あそここの娘さん、家から出てきよんしゃれんね」とか。そういった言葉が挙がってきたときに、市でいろいろな支援をされていますので、ご家族の方にそこを伝えることができたらいいなと思っています。

○会長 ありがとうございます。この会議は行政の所管する会議ということで、そこから考えると、いわゆる地域の力を高めるといふか、支援するという方策が一つ。たまたまこの地域はすごく力があって、ひきこもりの方や不登校のお子さんへのサポートができたけれども、隣の地域はつながりも弱くてとか、そういうでこぼこが、大きなまちだともあるわけです。そういう格差をなくす、たまたまこの地域に住んでいたからよかったということでは行政としてはもう一つのところだと思うので、どの地域に居住しようがそういうサポートが受けられる仕組みと、できれば地域を支援する仕組みの両方で。

それが、30ページの主な事業に入っているとは思いますが。あまねくどの地域においても、支援という網にかかる仕組みをどうするかというのがポイントになるかと思えます。ありがとうございました。

では、とりあえず一人一言ずつ。

○委員 22ページの施策6「子どもの居場所や体験機会の充実」の現状と課題のところ、上から3行目、「子どもどうしでの遊びやスポーツなどの活動が不足しているという意見が多く見られ」と書いてあるんですけど、この「意見が多く見られ」というのは、子どもの意見なのか、親の意見なのか、それとも、地域の意見なのか。どこからこの「意見が多く見られ」と判断をされたのかお聞きしたい。

○会長 では、この文言ですね。何らかの調査に基づいた解説だと思うんですけど、お願いいたします。

○事務局 資料の35ページ、目標2の関連データに記載しております。

今年1月に実施しましたニーズ調査における小学生の保護者に対する質問で、上から三つ目のところですよ。ここにデータが載っております。上から行きますと、「自然の中でキャンプをするなどの自給自足的な生活をする」、「野山や公園などで草花などの植物を鑑賞したり、昆虫などの動物を観察、採集したりする」というデータがありまして、

三つ目に「子どもどうして遊びやスポーツなどの活動をする」というデータが出ております。

上の黒で塗っている部分が今回実施した調査の結果でございまして、下の灰色の部分が、前回、5年前に実施したデータでございます。比較しますと、若干数字的には下がっているという傾向がございまして。

○会長 ありがとうございます。お答えはこの図を根拠に。小学生の保護者の方にお答えいただいて、5年前の調査と今回の調査結果があって、不足していると思う体験なので、イエスと答えた方が少なくなっているということで、望ましい方向に少しは行っているということだと思えます。

○委員 ありがとうございます。小学生の保護者の意見ということでよろしいんですかね。

地域のほうでいろいろ活動しておりますと、子どもどうしての遊びが不足しているというよりも、子どもが遊んでいる時間がないなというのをすごく感じております。それと、私は、スポーツ活動はどんどん盛んになっているのではないかと思います。地域のほうに子どもたちが出てくることはなく、スポーツのほうに行っているので、この数字がどういった意味を持つのかなとちょっと不思議に思っております。

ついでに、一番上の自然の中でキャンプをするというのも、ここ数年を見ますと、子どもたちが、地域ではなくて、家族・仲間内でキャンプをする姿はすごく増えていると思います。なので、現実とこの表の違いというか、数字で見るとでは少々違うのかなと。地域活動をしている私としては、少し違和感を持っています。

○会長 ありがとうございます。

この調査の対象はどんな感じですか。何例ぐらいの調査対象でしたっけ。

○事務局 調査でございまして、今ご説明しました小学生の保護者に対する調査に関しまして言いますと、小学1年生から6年生のいる家庭4,000世帯を抽出いたしました。有効回答が2,391世帯となっております。60%程度の回答率というデータでございまして。

○会長 ありがとうございます。

こういう調査の場合は、答えを言えば、どちらも正しいということになります。この調査であらわれた側面も事実として正しくて、保護者から見た子どもたちの様子ですし、委員が現場で見られている感覚も正しいと。ですので、どちらの面からも目配りした施策ということが必要になるかと思えます。

○委員 ありがとうございます。その内にあるものというのも少し気にしていただきたい  
というか、そこもきちんと把握しておかないと、たぶん、数字だけではなかなか判断で  
きないものではないかと思いました。

○会長 ありがとうございます。

○委員 28ページで、スクールソーシャルワーカーを全中学校区にということですが、こ  
のスクールソーシャルワーカーの方のスキルは大分磨かれてこられてはいると思うんで  
すけれども、まだ始まったばかりで、どこまで学校側や保護者の方と関わっているのか  
というところで、格差があるのではないかと感じております。そこに行政からの支援と  
いうか、教育的なものをどういうふうにされているのかと前から疑問に思っておまし  
た。そういうところを知りたいです。

○会長 スクールソーシャルワーカーに対する入職後の支援体制とかがどうなっているの  
かと。どうぞ、お願いします。

○事務局 教育相談課です。よろしく申し上げます。

スクールソーシャルワーカーを昨年度から、全中学校区に一人ずつ配置し大幅に増加  
しております。そこでやはり経験の差がございまして、今年度より、福岡市の正職員と  
して7名、各行政区に一人ずつ、指導・助言ができるスクールソーシャルワーカーを配  
置しております。その方々を中心に、できるだけそれぞれの学校で子どもたちへの支援、  
家庭への支援がうまくいくように、もし何かあったら相談できるようなリーダー的な立  
場の方を本年度より配置しております。以上です。

○会長 ありがとうございます。リーダーとかスーパーバイザー的な感じでということ、  
何かそこにありますか。

○委員 温度差がまだちょっとあるかなと思いますので、たぶんスクールソーシャルワー  
カーの先生方への期待も大きくて、先生方も重荷ではあるかと思うんですが、やはり経  
験が一番大事なことかと思います。どんどんいろんな経験をしていただいて、地域や学  
校と保護者の連携がしっかりとれるような、信頼を持てるような状況を今からつくっ  
ていただければいいなと思います。長くいてくだされば、それだけ地域と密着でき  
ると思うので、そこを期待しているところです。お願いいたします。

あと、もう1件いいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 33ページに、主な事業として、特別支援学級、通級指導教室とあるんですが、特別支援学校の卒業生の就労促進とあります。こちらは結構いいと保護者の方からもお伺いするんですが、特別支援学級のほうの高校進学だったり、進路を、小学校の支援学級の保護者の方などがまだ不安に思われています。あまり明確に提示されていない部分が多いようなので、何とか保護者の方にそこが伝われば、子どもたちに希望が持てるかなと思いますので、そこをちょっとお願いしたいと思っていたところです。

○会長 とても大切なポイントだと思いますが、このあたりの現状はどうなっているんですかね。

○事務局 発達教育センターです。

今現在、手元にある資料が、中学校の特別支援学級の29年度卒業生の進路状況です。213名確認しているんですけども、支援学校に116名、高等学校、さまざまあります、県立、私立、市立、通信制、その他県外等で77名、専修学校に12名、その他が8名という結果になっております。

○委員 保護者の方は、結局、小学校や中学校での授業内容が変わってきたりしていますので、そちらの成績表への提示の仕方が違ってきたりということで、進路が変わるといふ不安をどなたも持たれています。保護者も本人もわかっていることだとは思いますが、そこを明確に、これから中学校に入った時点でも、小学校にいる時点でも、将来が見渡せるような情報提供をしていただけるとありがたいなと思います。

学習ではなくて、保護者への情報をもっと出していただけないかなと思います。

○会長 ありがとうございます。非常に大切なポイントかと思えます。32ページの取組の方向性の三つ目、ひし形の真ん中に当たるかと思えますが、これだけを見ると、就職間際の少し大きくなったお子さんたちへのというイメージが湧くんですが、今のご質問・ご意見からは、やはり小学校からの特別支援学校のみならず、特別支援学級を含めた保護者への適格な情報提供と、学校と保護者が情報共有して子どもの自立に向かっていくところができるかと。なるべく前倒しで、取組の方向性の三つ目をスタートさせていただくといいのかなと思います。どうでしょうか。

○委員 大変難しいことだとは思っているので、ちょっと無理を言っているような気もするんですが、今、大学生・大学院生になられたり就職されたりしている方で、支援学級卒業の方もたくさんいらっしゃいます。その中で、先ほどの自立や就労に関して、普通に行かれてトラブルが起きている方はたくさんいらっしゃるの、やはり中学校ぐらいからそこを目指して、社会に溶け込むような勉強もどんどんして行ってほしいと親は思っていると思うんですよね。だから、そこの方向性がしっかりすれば、先ほどの別の課題ですが、若者の就労やひきこもりとか、そういうトラブルが避けられるのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。人数も含めて、ニーズが今後増えるところだと思います。よろしく願いいたします。

一通り、委員の皆様にご発言いただいたところですけど、何かご質問、その他のところでございますでしょうか。せっかく事務局に各課からおいでいただいておりますので、ここに書かれた施策、課題、あるいは取組の方向性を含めて。

○委員 私の勉強不足かもしれませんが、30ページの主な事業の一番上の子ども・若者支援地域協議会というところですか。たぶん、29ページの(1)若者に関する総合的な支援・連携体制の整備というところから、この子ども・若者支援地域協議会というのがあるのだと思うんですけど、初めて聞いたものですので、この地域協議会について、メンバーや開催時期などを教えていただければと思います。

○会長 ありがとうございます。これは各区というか、どういう行政単位で存在するかも含めて、所管課のご説明をいただければと思います。どこですかね。

○事務局 青少年健全育成課長です。

委員ご質問の子ども・若者支援地域協議会でございますが、資料1にもございますけれども、この審議会が、子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会も兼ねてございます。現状、あまり活動できていないというところがございますので、今後、強化してまいりたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。

こども・子育て審議会が兼ねているということですね。これはいつから始まった協議会ですか。5年前にもあったんですかね。第4次計画の時代からもあったんですか。



○事務局 はい、ございました。

○会長 わかりました。じゃあ、第5次計画の時代には、実質化していただく方向性でお願いできるんですか。

○事務局 そうですね。今後、こういった形で進めていけるのか、検討していきたいと思っています。

○会長 わかりました。委員の素晴らしいご質問で、みんなはっとさせられました。ありがとうございます。他に何かありますか。どうぞ。

○委員 36ページの非行相談の状況で、こども総合相談センターの非行相談の件数とありますけれども、電話がつながらないということをよく聞きます。たぶんこの件数以上に、配置されている人数の方以上に相談電話が鳴っているんじゃないかなど。

相談した電話も、話し中だったら諦めて切りますよね。そうしたら、この件数というのは、本当なのかな。

あと、この間、夏休みになったので、子どもが名刺型のカード、このQRコードを読み取ったらLINEで相談できますというカードを持ってきたんですけれども、実際あのカードからの相談というのは、どれぐらいあっているのかなど。実際あのQRコードでどれぐらいの相談が来ているのかなどというのを疑問に思ったので、教えていただけたらと思います。

○会長 ありがとうございます。36ページの非行相談の状況ですけれども、これは基本的に9時～17時の電話ですかね。

○事務局 こども総合相談センターのこども相談課長です。電話相談を担当しております。

電話相談に関しましては24時間受け付けておりますので、24時間での件数をここに記載させていただいております。

今ご指摘いただいた、なかなか電話がつながらないという声もお聞きすることももちろんございます。そこは本当に申し訳ないと思っております。

電話相談の状況を見ていると、多くかかる時とかからない時というのは、どの時間帯ということでもなく時々発生しております。立て続けにかかって各相談員が電話対応中で埋まっているという時と、しばらく電話が何もかかってこない時間帯があったり、むらはどうしても生じます。平均しますと、大体受けているのではないかなと思っています。

るのですが、実際にはそういったことが生じております。あとは、長くかけられる方や頻回にかけられる方がいらっしゃいます。そういった方がかけておられるときに、なかなか電話がつながらないということがあろうかと思えます。

非行相談の件数につきましては、全国的にも減少傾向にありますので、少なくともはなってきたかと思えますが、かけてこられた方をつなぐというところはとても大事なことで、何とか頑張っていきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。24時間ということですが、ただ、むらが当然あると。これは民間のこういう電話の相談窓口、困り事相談だけでなく商品に対する問い合わせでもそうですけど、過去の統計から、この時間帯は結構混んでいると赤い帯で示したり、昼以降だったら青い帯でわりとすいてそうだなとわかったり、そういうのが出せばいいかもしれません。そこまでの傾向がとれば、ホームページに、月曜日の午前中は混んでいますみたいなことがわかるようになればいいかと思えます。

あと、24時間運用でむらがあり、件数が減ってきているということになると、行政コストというようなことも議論になっていると思うんですが、この場合は同規模の政令市と協定を組んで、例えば横浜市と組んで、横浜市と今週の夜の時間帯は横浜市の電話の受付で、福岡から来た場合それを受けておくみたいな、そういう協定というのもできるんじゃないかなと思えました。

とりあえず減っている中でむらがあって、かかりにくい、24時間運用しているというところで、一つ乗り越えて改革していかなくてはいけないかなと思えます。

○事務局 つけ加えてよろしいですか。電話相談全体の件数としては減ってはいなくて、全体としてほぼここ2、3年は同じぐらいの件数はあっております。全国的に言われていてご存じのことかと思えますけど、虐待相談などいろいろな件数が全体として多くありますので、その中で、非行相談に関しては年々件数が減っているというところですよ。

○会長 わかりました。とにかくそこがワンストップで受けているというところなんですね。非行相談窓口ではなくて、こども相談窓口。ごめんなさい。

では、LINEのQRコードでのご相談。どうぞ。

○事務局 教育相談課です。

LINEでの相談という事業を始めておまして、実質始めるのが8月になっておまして、まだ相談件数等は出ていません。しかし、お友達登録では、最近の話で正確な数字ではありませんが、300人近く登録が進んでいます。今の時点だと、もっと多くなって

いるかもしれません。

そういったところでも子どもが相談できる機会を少しでも増やして、そこから子どもたちの支援につながるように事業を始めております。よろしくお願いします。

○会長 このLINEのQRコードと福岡市の行政施策の関連というのは、どんな感じになっているんですか。タイアップしてそれを行っているのか、LINEがやっているのか。

○事務局 LINEという業者がやっているのではなくて、福岡市が中心となって事業を進めさせていただいております。

○会長 なるほど。LINEという会社ではなくて、LINEというツールを使ってということですかね。すみませんでした、わかりました。

○委員 質問や悩みに答えてくれる方は、どういった方ですか。

○事務局 臨床心理士などの有資格者で対応していきまして、内容次第では、学校と連携して、支援につないでいくような形をとっています。

○委員 友達追加をしたら、個人の特정이市のほうではできるということですか。先生方がするSNSパトロールで、大体誰が投稿したかはわかるようになっているというのを子どもたちもわかっているんで、安易にいろんなSNSに出すと個人がすぐにわかってしまうから、そういうのをやめておこうというふうになっているようですが、実際、LINEの友達追加をしたら、その子がわかってしまう状況にあるのか、一応わからないよという状況にされているのか、どうですか。

○事務局 生徒指導課です。

SNSの教育相談は、8月下旬からスタートします。ご存じのとおり、子どもたちにカードを配って、QRコードで友達登録をするようになっております。これは基本的には名前がわからない。誰が友達になっているのかわかりません。相談相手の方は、教育カウンセラーなど専門的な方にやりとりをしていただいております。

相談の中で重大なことにつながるのではないかとカウンセラーの方が感じとれば、うまく子どもとやりとりしながら、学校名や名前を子どもからLINE上で聞いて、動くことになります。

基本的には名前とかはわからないようになっておりますので、子どもからしたら、い

ろんな相談がし易いと思います。

○委員 ありがとうございます。それを聞いてちょっと安心しました。子どもたちはどうしても、SNSは全部ばれちゃうということで、言ってもどうかなという話もあるようなので、実際そういうことはないんだよということですね。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。どうぞ。

○副会長 今回のLINEの話ですけれども、ひきこもりのきっかけもいじめというのが結構多いです。今のいじめの原因ややり方って、結構SNSが多いんですよ。となると、逆にリアルなところで相談しにくい、そうすると、SNSが相談できるツールでもある。熊本、長野とかは先に進んでいて、LINEの相談をやって、ある程度コストはかかるけどうまくいっているところだろうと思います。福岡市もそれをやっていくというのは非常によいことだと個人的には思います。

質問と意見ですけれども、今の小学校高学年から中学生、高校生はほぼスマートフォンを持っています。大阪市は、学校に携帯を持ってきてもいいということをやっています。文科省も、見直してもいいという通達も出しています。福岡市のほうで、携帯を学校に持っていかどうかというのは、どのように考えてあるのかと。

これは性非行の問題もあって、情報リテラシーをいかに教育していくのがとても重要だと思います。例えば、私の世代はそんなに詳しくはないんですけれども、今の若い先生たちは結構SNSを使っています。もっと専門的に、いろいろな携帯会社の方がスマホの利便性とリスクについて、しっかりと教育していくということはとても大事だろうと思います。

持ってくるなど言っても、中学生、高校生はほぼ持ってきている。だから、その携帯に対してどう考えているのかというのが1点と、不登校にしてもひきこもりにしても、相談できる一つのツールになるだろうと思いますので、教育委員会が、今後、携帯を学校に持ってきていいかどうか、どう判断するかという質問です。

二つ目は、性非行の問題が非常に大きくなってきています。それもSNSでのつながりです。警察もネットパトロールをして摘発したり、補導したりしています。

性教育に関して、この間、文科省に調査に行ったら、今の学習指導要領、教科書、特別教材、副読本等でいろいろなことを教えることは可能だというお話でした。中学校、高校では、教員からはなかなか教えにくい問題ですけれども、福岡県の事業では、産婦人科医だったり、それなりの専門の先生が性教育については教えるという事業が展開されています。福岡市はどういう状況なのかなという、2点質問です。

○会長 では1点目、スマホと学校のルールみたいところは今どうなっているのかを教えてください。

○事務局 教育委員会生徒指導課です。

今年の2月に文科省で、スマホの持ち込みについて話題となりました。学校への持ち込みについては、保護者、学校の方と賛否ございます。現時点では、国の動向や他都市の動向を注視しているところですが、多くの学校では、学校の決まりで持ち込みはできないとしています。しかし、わずかですが学校の判断で個別対応をしているのも事実です。しばらくは国や他都市の動向を注視していこうと考えているところでございます。

性非行の学習については、各学校の保健や道徳、総合的な学習の時間等の中で、性に関する指導等が行われているところでございます。

平成28年度、29年度のデータになりますけれども、助産師、産婦人科の先生、それから大学の先生などの外部講師を呼んでいる学校もございます。特に、中学校が多く、7割から8割程度の学校が外部講師を呼んで子どもたちに話をしているというところなんです。小学校は少なく7%程度の割合といったところでございます。現状は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

では、予定したお時間をちょっと過ぎつつあるんですが、最後に何かおありの方はしていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長 では、そろそろ私のほうの進行を締めさせていただきます。

冒頭、お二人の委員にご発言いただいたところが、28ページからの施策8のところだったと思います。いわゆる青少年、子ども期を過ぎたところから社会的なひきこもりというところまでの若者が、行政からも保健医療機関からも見えなくなる時期でありまして、29ページの(4)に、切れ目のない支援と書かれています。全国津々浦々、今このキーワードが使われているんですが、中学校を卒業したらわからなくなって、気づく人が、ここのご家庭のお子さんは確かという感じでたまたま気づく、あるいは何らかの事件なりトラブルで浮上するというようになっております。

若者のまちとして、福岡市がこういうところに切れ目のない支援というのを行っていただけたらと思います。本来ならば、情報が一括的にまとめられて、それをもとに合理的な支援が行われていけばいいんですけど、まだまだ全国的にそれは難しいところですので、そういう行政なり保健医療機関から見えなくなる前から、ワンストップではないですが、先ほどもありましたようにアウトリーチできる手前の、手を挙げて「ちょっとこっちを

向いてもらえませんか」というところが整備されると、非常に全国的にも、特に政令市の先駆けになるのではないかと思います。

そのことから言いますと、28ページの「取組の方向性」のひし形の二つ目、ひきこもりや無業の状態にある云々2行目、「学校等の関係機関と連携して適格に把握し」というところですが、早期という言葉は次の行にあります。できるだけ早期に把握するということが意図していただければと思います。

そういう意味では、先ほど不登校、ひきこもりというキーワードがあり、どうも15歳あるいは18歳ぐらいで私の頭も切りかわるんですけど、中学生時期から子どもってあつという間に大きくなっていきますので、保護者含めて手を挙げたときに気づくような仕組みなどが必要です。

電話相談もありましたけど、電話かけるのってすごくメンタルのエネルギーが要るんですよね。これが話し中だと、また次はいつかけようというのが本当に大変だと思います。だから、そういう電話相談ももちろん大切ですけど、何かちょっと手を挙げたときに、ぱっとそこに接触できるような仕組みが地域によらずあると、非常に行政的にはあまねく公平・公正に手が伸びるのではないかと思います。

そういうことを含めまして、今日は個別の事例を含めたご意見からキラークエスションまでしていただいて、専門的にご議論いただきまして、ありがとうございました。

ちょっと時間がオーバーしましたけど、これで事務局にマイクをお返ししたいと思います。ありがとうございました。

## 閉会

○事務局 ありがとうございました。会長、副会長、委員の皆様、本日は大変熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

いただきましたご意見を踏まえまして、策定を進めさせていただきたいと思います。

最後に事務連絡をさせていただきます。

本日の会議の内容につきましては、会議録を作成しまして公表することとしております。後日、会議録の確認をメールまたは郵便でお送りさせていただきますので、よろしくお願いたします。

次回の会議でございますが、8月下旬で調整をさせていただきたいと思っております。日程等につきましては、改めてご案内をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

では、以上をもちまして、この専門委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

閉 会